

社会福祉法人箕島会役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人箕島会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、役員等という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 この法人の役員等は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等には、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償することができる。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず1回につき5,000円以内とする。

(支給日)

第5条 費用弁償の支給日は、第7条による支払い事由を発生した日とする。

（改廃）この規程の改廃は評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成29年6月20日に制定する。

この規程は、平成30年6月22日変更した。

この規程は、令和元年6月21日変更した。